

## 2 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避を防止するための措置（子会社株式簿価減額特例）

### 【改正の概要】

令和4年度の税制改正において、子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避を防止するための措置の適用除外要件である特定支配日利益剰余金額要件について、利益剰余金期中増加及び期中配当等があった場合には、他の法人（子会社）の対象配当等の額に係る決議日等前に最後に終了した事業年度（以下「直前事業年度」という。）の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額に(1)と(2)の金額の合計額を加算することにより、対象配当等支払後の利益剰余金の額を計算することとされた（令119の3⑩二）。

(1) 当該対象配当等の額を受ける直前の当該他の法人の利益剰余金の額から当該他の法人の当該直前事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額を減算した金額

(2) 当該直前事業年度終了の日の翌日からその対象配当等の額を受ける直前の時までの期間（以下「対象期間」という。）内に当該他の法人の株主等が当該他の法人から受ける配当等の額に対応して減少した当該他の法人の利益剰余金の額の合計額

(注) 「利益剰余金期中増加及び期中配当等があった場合」とは、その対象期間内に当該他の法人の利益剰余金の額が増加した場合において、当該直前事業年度終了の日の翌日からその対象配当等の額を受ける時までの期間内に当該他の法人から受ける配当等の額に係る基準時のいずれかが当該翌日以後であるとき（次に掲げる金額を証する書類を保存している場合に限る。）をいう（令119の3⑩二イ）。

イ 当該対象配当等の額を受ける直前の当該他の法人の利益剰余金の額から当該他の法人の直前事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額を減算した金額

ロ 当該他の法人の特定支配日の属する事業年度開始の日からその特定支配日の前日までの期間内に当該他の法人の利益剰余金の額が増加した場合において、その開始の日以後に当該他の法人の株主等が当該他の法人から受ける配当等の額に係る基準時のいずれかがその期間内であったときは、その特定支配日の前日の当該他の法人の利益剰余金の額から当該他の法人のその特定支配日前に最後に終了した事業年度（その特定支配日の属する事業年度が当該他の法人の設立の日の属する事業年度である場合には、その設立の時）の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額を減算した金額（令119の3⑩二イ(1)）

なお、上記の加算を行う場合において、特定支配日の属する事業年度開始の日から特定支配日の前日までの期間に増加した利益剰余金の額を原資として支払われた配当があるときは、その利益剰余金の額を特定支配日の利益剰余金の額に加算することとされている（令119の3⑩二ハ）。